

汚水排水量の減量認定に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市下水道条例施行規程（平成20年豊中市企業管理規程第16号。以下「規程」という。）第24条第2項に規定する排除した汚水の量の認定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(減量認定)

第2条 水道水と水道水以外の井戸水、工業用水、その他の水を併せた使用水量の給水総量（以下「給水量」という。）と公共下水道へ排除される汚水排水量（以下「排除汚水量」という。）が著しく異なる場合は、公共下水道へ排除されない水量の認定（以下「減量認定」という。）を行う。

(減量認定の対象)

第3条 豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号に掲げる場合に減量認定をすることができる。

- (1) クーリングタワー（冷却塔）及びボイラーの蒸散によるもの
- (2) 製氷及び製品に含まれるもの
- (3) 散水の使用によるもの
- (4) 排除汚水の流量計（以下「排水流量計」という。）の計測によるもの
- (5) その他管理者が特に必要と認めるもの

(減量認定の基準)

第4条 減量認定の対象となる基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) クーリングタワーに係る減量認定 クーリングタワーで、発生する冷却水の蒸発及び飛散の率は補給水量の70%とする。なお、補給水量は給水計量器にて計量を行い、公共下水道に排除しない水量（以下「減量水量」という。）が給水量の10%以上で恒常的であると管理者が認めた場合に限る。
 - (2) ボイラーに係る減量認定 ボイラーからの蒸発水については、発生する蒸発水に係る減量率の根拠となるブロー量説明資料及び機器仕様書等から管理者が決定する減量率をもって、減量認定する。なお、補給水量は給水計量器にて計量を行い、減量水量が給水量の10%以上で恒常的であると管理者が認めた場合に限る。
 - (3) 製氷及び製品に含まれるものに係る減量認定 製品に含まれる水量が月平均50立方メートル以上であれば、給水計量器にて計量を行い、減量認定する。
 - (4) 散水に係る減量認定 散水による使用水量は、給水計量器にて計量を行い、減量認定する。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、排水流量計を設置している場合は、給水計量器にて計量した給水量が、月平均500立方メートル以上かつ減量水量が給水

量の10%以上で、恒常的であると管理者が認めた場合に限る。

(排水流量計の計量による減量認定の要件)

第5条 排水流量計の計量による減量認定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受けることができない。

- (1) 対象敷地内の排水が雨水・汚水に分離されていない場合
- (2) 排水設備の汚水排水が漏水している場合
- (3) 排水流量計が立ち入り調査可能な場所に設置されていない場合
- (4) 排水流量計が排水設備の柵内に設置されていない場合

(給水計量器及び排水流量計)

第6条 第4条に定める給水計量器は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水道メーター 豊中市上下水道局が貸与し計量しているメーター
- (2) 私設メーター 豊中市上下水道局に設置の届出をし、計量法（平成4年法律第51号）に基づき管理しているメーター
- (3) その他のメーター 工業用水など公的機関が計量法に基づき管理を行い、計量しているメーター

2 第4条第2項に定める排水流量計は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第5号イ（7）に定める排水積算体積計又は同条第6号ロに定める排水流速計、同条第9号ロに定める排水流量計のうち、JIS（日本産業規格）に適合、準拠又は同等の機能を有し、汚水の計量に適したものであること。
- (2) 排水流量計の流量精度は±3%以内であり、製造業者の出荷時証明があること。
- (3) 排水流量計に、計量機器の取替時期が明記されている場合は、その使用期限内に使用するものであること。

3 減量認定に必要な給水計量器及び排水流量計は、水道メーターを除き減量認定申込者の負担において設置するものとする。

(減量認定の申込み)

第7条 減量認定の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、汚水排水量減量認定（新規・変更）申込書（様式第1号）及び私設器種申告書（様式第2号）に、次に掲げる必要な書類を添付して管理者に申込みし、承認を受けなければならない。

- (1) 対象事業所箇所図（千分の一程度でA4版）
- (2) 給水計量器の位置を明記した敷地内給水配管図
- (3) 給水計量器付近と給水計量器を撮影した写真
- (4) 給水から排水までのフローチャート図
- (5) 使用水が製品となる減量認定の場合は、その工程図及び過去1年間の製造

高を明らかにした書類

- (6) ボイラーを使用する場合は、第4条第1項第2号に定める説明資料等
- (7) その他、管理者が申込みに必要と判断した資料

2 申込者が、排水流量計によって減量認定を受けようとする場合は、前項で定める申込書及び必要な添付書類に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公共汚水桝及び排水流量計の位置を明記した敷地内排水設備図（汚水系統は赤色、雨水系統は青色、既施設は破線、今回改修等は実線表示）
- (2) 排水流量計及び制御盤と付近を撮影した写真
- (3) 排水流量計の機器図及び計測方法フロー図
- (4) 流量計算の手法と計算例及び根拠を示す書類
- (5) 排水流量計を製造又は販売した者であつて、排水流量計の精度及び設置条件について現地で確認ができる者（以下「流量計製造者等」という。）が作成している排水流量計の精度等が記載されている仕様書、精度を保つための設置条件や点検等の条件、予定排水量の事前調査の結果等が記載されている書類
- (6) 排水流量計の設置にあたり、諸条件及び流量等と排水流量計が適合しているか否かについて、流量計製造者等又は流量計製造者等が指定した者が確認を行い、適合していることを証明した旨の書類
- (7) 排水流量計管理点検報告書
（認定通知）

第8条 管理者は、前条第1項及び第2項に定める申込みによって減量認定を承認したときは、汚水排水量減量認定通知書（様式第3号）により、申込者に通知しなければならない。

（減量認定の変更）

第9条 前条の規定により認定通知を受けた者が、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、事実発生の日から30日以内に、当該各号に定める書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名若しくは住所又は法人にあつては、名称、代表者の氏名等を変更しようとするとき 汚水排水量減量認定（新規・変更）申込書（様式第1号）
- (2) 給水計量器及び排水流量計を取り替えたとき 汚水排水器種申告書（様式第2号）

2 前項各号の規定に関わらず、管理者が特に必要と認めた場合は、変更に関する関係書類を提出させることができる。

（申告書の提出）

第10条 規程第26条に定める申告書は、第3条第1号の対象については、汚水排水量認定申告書（様式第4号-1）、第3条第2号又は3号の対象について

は、汚水排水量認定申告書（様式第4号-2）、第3条第4号の対象については、汚水排水量認定申告書（様式第4号-3）とする。

（減量認定の更新）

第11条 第3条各号に定める対象ごとの減量認定の期間は、次に掲げるとおりとする。なお、第13条に定める取り消しとなった場合は、取り消しとなった日までの期間とする。

(1) 第3条第1号については、該当する設備の撤去又は取り替えを行う日までとする。

(2) 第3条第2号については、毎年3月末日とする。

(3) 第3条第3号については、減量認定の廃止の日までとする。

(4) 第3条第4号については、第6条第2項第3号に定める計量機器の取替期間までとする。ただし、その期間が製造された日から10年を超える場合は、製造された日から10年とする。

(5) 第3条第5号については、管理者が別に定める。

2 前項各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める場合はこの限りでない。

3 第1項に定める認定期間が終了した場合に、新たに減量認定を受ける場合は、第7条に定める申込みをしなければならない。ただし、第1項第2号に定める対象については、認定期間が満了となる翌年度の4月末までに、前年度1年間の製造高を記載した書類のみを管理者に提出することにより、引き続き減量認定を受けることができる。

（認定通知を受けた者の遵守事項）

第12条 認定通知を受けた者は、排水流量計の精度を保つため、第7条第2項第5号及び第6号に基づく管理点検を行い、その結果について年1回以上管理者に文書で報告しなければならない。

2 認定通知を受けた者は、第6条第1項第2号及び第3号に定めるメーターの故障等により、正確な計量ができなくなったときは、速やかに管理者に当該事実を報告するとともに、施設の修理を行い、その結果を文書で報告しなければならない。

（減量認定の取消し）

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、減量認定の取り消しをすることができる。

(1) 第4条第1項又は第2項の基準を満たさなくなったとき。

(2) 第5条に定める要件を満たさなくなったとき。

(3) 第6条第1項及び第2項に定める基準に該当しなくなったとき。

(4) 第10条に定める申告書及び第11条第3項ただし書に定める書類を提出しないとき。

(5) 虚偽の申請、その他不正な方法により減量認定の決定を受けたとき。

(6) その他管理者が特に必要と認めたとき。

(減量認定の廃止)

第14条 認定通知を受けた者が減量認定を廃止するときは、廃止予定日の30日以前に汚水排出量減量認定廃止届書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(現地調査)

第15条 管理者は、適正な運用を期すため、当該申込み、認定及び取り消しに関し必要な現地調査を行い、又は必要な書類等の提出を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に減量認定を受けているもので、実施後も引き続き減量認定をうけるものは、この要綱に基づく申込みがあったものとみなす。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

豊中市上下水道事業管理者 様

汚水排水量減量認定（新規・変更）申込書

汚水排水量の減量認定について、次のとおり申込みします。

申込者	住所	〒	電話番号
	氏名		
使用場所 ※1	住所	〒	電話番号
	名称		担当者：
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 工業用水 <input type="checkbox"/> その他		
使用水の用途	<input type="checkbox"/> 冷却塔・ボイラー <input type="checkbox"/> 製品含有（含まれる） <input type="checkbox"/> 散水 <input type="checkbox"/> その他（ 畑 ）		
使用水量の測定方法	<input type="checkbox"/> 給水計量器による <input type="checkbox"/> 排水流量計による <input type="checkbox"/> その他		
製品名及び数量	製品名	製造数量	
排水期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
変更理由 ※2 (氏名変更含む)			
変更年月日	年 月 日		
添付書類	<input type="checkbox"/> 対象事業所箇所図（千分の一程度でA4版） <input type="checkbox"/> 給水計量器の位置を明記した敷地内給水配管図 <input type="checkbox"/> 給水計量器付近と給水計量器を撮影した写真 <input type="checkbox"/> 給水から排水までのフローチャート図 <input type="checkbox"/> 使用水が製品となる減量認定の場合は、その工程図及び過去1年間の製造高を明らかにした書類 <input type="checkbox"/> ボイラーを使用する場合は、第4条第1項第2号に定める説明資料等 <input type="checkbox"/> 公共汚水桝及び排水流量計の位置を明記した敷地内排水設備図（汚水系統は赤色、雨水系統は青色、既施設は破線、今回改修等は実線表示） <input type="checkbox"/> 排水流量計及び制御盤と付近を撮影した写真 <input type="checkbox"/> 排水流量計の機器図及び計測方法フロー図 <input type="checkbox"/> 流量計算の手法と計算例 <input type="checkbox"/> 排水流量計管理点検報告書作成例 <input type="checkbox"/> その他		
備考			

※1 申込者と使用場所の住所・名称等が異なる場合のみ記入してください。

※2 氏名変更の場合は、旧使用者名を記入してください。

私設器種申告書

令和 年 月 日
(年)

申込者住所		
申込者氏名		
使用場所		
申込者電話	()	担当者名 ()
局 記入欄	水栓番号	
	使用者番号	

私設メーター（認定用）

器種		
口径	m / m	
番号		
検満年月	年	月
指示数	m ³ (年 月 日現在)	
メーター位置図	別紙添付（新規・位置変更の場合）	
使用水の用途		
備考	取替旧メーターの指示数 m ³ (年 月 日現在)	

様

豊中市上下水道事業管理者

汚水排水量減量認定通知書

年 月 日付けで申込みがありました汚水排水量減量認定について、下記のとおり承認しましたので、通知します。

記

1 施設の場所

2 適用開始 年 月使用分から

3 減量認定の内容

4 認定の算定方法

5 認定条件

(1)申請書等の記載事項等に変更が生じたときは速やかに報告すること。

汚水排水量認定申告書

年 月 日
(年)

豊中市上下水道事業管理者 様

使用者住所

使用者名

連絡先担当者名

電 話

年 月分の汚水排水量を次のとおり報告します。

記

使用者番号			
使用者氏名			
排水流量計番号	今回指示数 (月/日)	前回指示数 (月/日)	差 引 水 量
	(/)	(/)	
	(/)	(/)	
	(/)	(/)	
	(/)	(/)	
	(/)	(/)	
合 計			m ³

(1m³未満切り捨て)

◎申告書提出先

〒560-0022 豊中市北桜塚4丁目11番18号

豊中市上下水道局お客さまセンター窓口課

電 話 06 (6858) 2931

F A X 06 (6858) 0447

水道検針日に自ら検針し、3日以内に上記へFAXしてください。

年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 様

申込者 住 所

氏 名

電話番号 ー

汚水排水量減量認定廃止届書

汚水排水量の減量認定について、廃止しますので次のとおり届出します。

記

1 施設 の 場所

2 廃止年月日 年 月 日

3 廃止理由